

平成 30 年度「大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金」

募集要領

〈趣旨〉

- 大阪府では、「安全で安心して楽しめる24時間おもてなし都市」を目指し、大阪の夜を楽しむことができる観光コンテンツとしての「ナイトカルチャー」の創出を図っていくこととしています。
- このため、主に外国人旅行者を対象としたナイトカルチャー事業の立ち上げや事業継続に向けた取組みを支援することで、将来的に大阪の夜の観光コンテンツとして自立した事業運営を行っていただくことを目的に、「大阪府補助金交付規則」及び「大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づき、大阪府内でナイトカルチャー事業を実施する事業者（以下、「ナイトカルチャー実施事業者」という。）に対して補助金を交付する「大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金」事業を実施しています。
- 平成30年度の補助金の交付を希望される事業者は、本募集要領に基づきご応募ください。
なお、当事業は、平成30年度大阪府当初予算が成立した場合に実施することとし、予算の状況等によっては、内容の変更等が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 応募資格

応募資格は、大阪府内で交付要綱第3条に掲げるナイトカルチャー事業を実施するものであって、会社法に基づく株式会社等、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人等の法人格を有するものとします。

なお、次のいずれかに該当する者は応募できません。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者
- 罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者

□ 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者

□公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から 1 年を経過しない者

2. 補助対象事業（交付要綱第3条）

補助対象となる事業は、ナイトカルチャー実施事業者が自主的に実施するもののうち、次の（１）から（９）までの要件を全て満たす事業

（１）主にインバウンドの観光客が大阪の夜の魅力を体験することができる事業であって、次の①から④のいずれかに該当するもの

- ①音楽、演劇、古典芸能、ノンバーバルパフォーマンスなどの舞台芸術事業
- ②和楽器、舞踏、伝統衣装、芸道、工芸等の日本・大阪の文化を体験できる事業
- ③アニメ・漫画をはじめとするポップカルチャー等の集客イベント事業
- ④その他大阪の魅力を体験できる事業

（２）平成30年度の補助金交付決定以後に実施される新規事業であること
なお、「新規事業」には、これまでインバウンドの観光客に対応していなかった事業を新たにインバウンド向けの事業として実施するもの等を含む。

※ 平成29年度に本補助金を活用して実施した事業（以下、「継続事業」という。）については、引き続き補助対象事業とするが、補助金を控除した平成29年度の事業収支が黒字の事業は対象外とする。

- （３）大阪府内で行われる事業であること
- （４）広く一般に開かれた事業であること
- （５）宗教的又は政治的な宣伝意図を有しないこと
- （６）事業の開始時間が18時以降かつ事業終了時間が20時以降のもの
- （７）年間の実施回数が10回以上かつ実施日数が5日以上のもの
- （８）1回あたりの募集定員が概ね100名以上の事業（ただし、（１）②に該当するものは、概ね20名以上の事業）
- （９）飲食を伴わない事業であること。ただし、茶道体験は補助対象とする。

※ 国や他の地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合又は受ける予定のある場合であっても応募することができます。ただし、大阪府の他の補助金等と重複して応募することはできません。

3. 補助対象事業の実施期間

交付決定日から平成31年3月31日までに実施する事業が対象です。

4. 補助金額について（交付要綱第5条）

- (1) 新規事業については、1事業につき「補助対象経費」の2分の1以内、かつ500万円を上限とします。
- (2) 継続事業については、1事業につき「補助対象経費」の2分の1以内、かつ250万円を上限とします。

※ 補助事業の実施により収益が生じた場合、以下の式により算出した額を減額します。

{[補助対象事業にかかる収入(様式第6号収支決算書中①)]

—{補助対象経費(同様式中②)}—{補助対象外経費(同様式中③)}}×1/2

※ 算出額に千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てます。

※ 補助金額は、予算の範囲内で決定するため、希望額どおりにならない場合があります。

※ 補助金の最終確定額は、実績報告書により算出されますので、交付決定額どおりとは限りません。

※ 当該補助金の交付にあたっては、交付要綱第9条により決定した補助額の2分の1までの額を概算払いとすることができます。

5. 補助対象経費について

補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定以降に、発注、購入、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

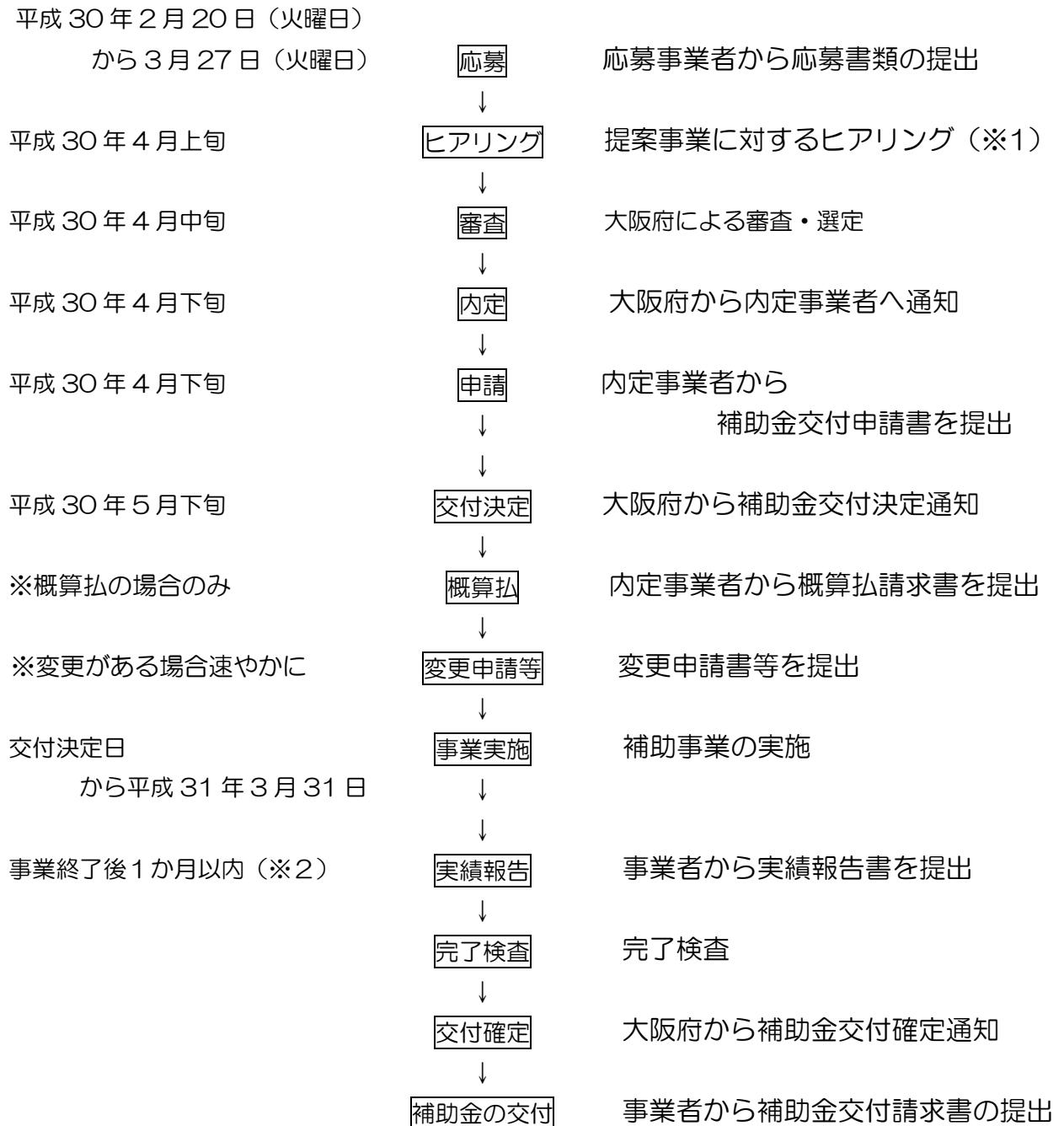
補助対象事業における経費の基本的な考え方は、次の経費区分表のとおりです。

【経費区分表】

科目	細目	主な内訳
出演・音楽・文芸費等	出演費	指揮料、演奏料、舞踊家・俳優等出演料
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、副指揮料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料、調律料、稽古ピアニスト料
	文芸費	演出料、演出助手料、監修料、振付料、振付助手料、音響プラン料、照明プラン料、舞台監督料、舞台助手料、台本料、訳詞料、著作権使用料、舞台美術料、舞台衣装デザイン料
会場・舞台費等	会場費	会場使用料、会場付帯設備使用料
	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、床山・かつら費、履物費、メイク費、舞台スタッフ費、照明費、音響費、舞台装飾費
謝金等・印刷・宣伝費等	謝金等	講師謝金、交通費・宿泊費、会場整理員謝金
	印刷費	プログラム印刷費、台本印刷費、図録印刷費、入場券印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費
	宣伝費	広告宣伝費(新聞、雑誌、駅貼り、宣伝デザイン料等)、案内、看板費
インバウンド対応費等	記録費	録画費、録音費、写真費
	通訳費	多言語対応通訳費、字幕用翻訳費、広報物翻訳費
インバウンド対応費等	字幕用機材費	モニター、スクリーン、プロジェクター等光学器具類の機材購入費
	①施設設備整備費（インバウンド対応のための資機材を除く。） ②団体の財産になり得るものの購入や制作費（楽器や備品購入等の購入費等） ③団体運営のための経常的経費（事務所経費、事務職員給与、事務用品購入費等） ④練習経費等（日常の練習に係る経費等） ⑤催事（イベント）保険料（事業の中止・中断に対する保険）、傷害保険等 ⑥間接経費（消費税、地方消費税等）	

6. 補助金の申請から交付までの流れ

補助金に関する事務手続きの流れは次のとおりです。内定した事業者には、改めて詳細をお知らせします。



※1 ヒアリング日時については、後日ホームページにてお知らせします。

※2 事業が平成 31 年 3 月 21 日から 3 月 31 日までに完了する事業の場合は、平成 31 年 4 月 19 日（金曜日）までに提出してください。

7. 応募方法

(1) 提出書類

次の書類に必要事項をご記入の上、正本1部・副本4部ご提出下さい。

- ① 大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業計画書（交付要綱様式第1号）
1枚目（計画書）
2枚目（収支予算書）
- ② 別添1「事業の自立化に向けた取組み」
- ③ 継続事業については、別添2「平成29年度事業の実施状況・成果、課題、その課題解決に向けた取組みについて」
- ④ 平成30年度大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業計画書チェックシート
- ⑤ 法人の定款又は寄附行為等
- ⑥ 役員名簿
- ⑦ 直近3年間分の法人の財務状況が分かる書類（決算書等の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書又はこれらに準ずる書類）
- ⑧ その他、応募事業について参考となる資料（企画書等）

なお、企画書等の資料は、事業内容等が分かるようできる限り具体的に記載してください。また、提出段階で確定していない事項については、「(予定)」と付記してください。

※ 様式は、「大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金」のホームページからダウンロードが可能です。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/miryokuzukuri/night-culture/night-bosyu.html>

※ ご提出いただいた書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

※ 継続事業は、⑤⑥⑦について平成29年度既提出書類より変更がない場合、省略できます。

(2) 提出期限

平成30年3月27日（火）16時必着

(3) 提出方法

書類は、封筒に「平成30年度大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業計画書在中」と朱書きの上、「特定記録郵便」又は「簡易書留」で郵送にて提出して下さい。

〈提出先〉

〒559-0034

大阪市住之江区南港北二丁目一番十号（ATC内一階）大阪南港ATC内郵便局留

大阪府 府民文化部 都市魅力創造局

魅力づくり推進課 魅力推進・ミュージアムグループ

大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金 担当者あて

（電話）06-6210-9304 （FAX）06-6210-9316

メールアドレス toshimiryoku-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/miryokuzukuri/night-culture/night-bosyu.html>

8. 事業選定方法について

(1) 事業の選定は、大阪府が行います。

(2) 選定基準

実現性、継続性、新規性、事業実施の効果等を審査し、選定します。なお、継続事業については、平成29年度に実施した事業の成果、課題、その課題解決に向けた取組みについても審査します。

(3) 選定のポイント

- ・事業の実施体制、計画及び内容が具体的で、予算が精査されており、事業の実現性があること
- ・今後、事業の継続性が見込められる内容であること
- ・今までにない新たな取組みであること
- ・ニーズや規模、インバウンド対応等が十分考慮されており、事業実施の効果が十分見込めるもの

(4) 新規事業は、4件程度の採択を予定しています。

(5) 選定結果については、採択された事業者名、事業の名称及び内容等を「ナイトカルチャー発掘・創出事業」のホームページ等で公表します。

9. 他の補助金との重複についての注意事項

同一事業について、当補助金と、国、他の地方公共団体及び民間団体からの補助金、助成金等を同時に受けることはできますが、大阪府の他の補助金については、重複して受けることはできませんので、ご留意下さい。

※ 国、他の地方公共団体及び民間団体からの補助金、助成金等について申請中又は申請予定の場合は、応募の際、事業計画書にその旨を記載してください。

※ なお、昼間に実施する事業に対して上記補助金を受けている場合は、重複とはみなしません。

10. 事業の実施及び事務手続きにあたっての留意点

(1) 事業の実施にあたっては、関係法令、「大阪府補助金交付規則」、「大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金交付規則」、「平成30年度大阪府ナイトカルチャー発掘・創出補助金募集要項」等の規定を遵守してください。

※ 著作権等については、法令等の規定にしたがって手続き等を行ってください。

(2) 補助事業の実施状況の確認や評価のため、進捗状況の報告を求めたり、府職員による視察を行うことがあります。

(3) 当該事業の実施に際して作成するポスター、チラシ、ガイドブック、ホームページ等の広報媒体については、以下の文言を記載してください。記載にあたっては、事前に大阪府の確認を受け、後日完成品を5部提出してください。

日本語「(府章) +大阪府ナイトカルチャー発掘・創出補助事業」

英語「(府章) +The Night Culture Discovery and Creation Subsidy Project
by Osaka Prefectural Government」

中国語「(府章) +大阪府挖掘・創出夜间文化的補助事业」

※イメージ

 **大阪府ナイトカルチャー発掘・創出補助事業**

(4) 大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金事業の広報活動のため、事業の実施状況について、写真や報告等を求めることがあります。

(5) 事業の実施報告にあたっては、来場者数及びその内訳（インバウンド観光客の数）についてご報告いただく必要がありますので、数値の把握をしてください。

(6) 事業効果等を把握するため、アンケートの実施にご協力いただきます。

(7) 事業実施にあたって、事故等が生じた場合には、大阪府に報告してください。また、事業計画書に記載の連絡先に変更が生じた場合もご報告してください。

(8) 補助金の交付決定にあたって、暴力団等に該当しないことを審査するため、事業者の役員等の住所、生年月日等の一部個人情報をご提出いただきます。

(9) 補助事業終了後、速やかに実績報告書及び契約書、見積書、請求書及び領収書等の写しを提出していただきます。不適切・不明確な経費支出があった際には、交付した補助金の全額又はその一部を返還していただく場合があります。

- (10) 補助金交付に関する一連の通知、関係する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類について、補助金の交付を受けた年度終了後、10年間保存しなければなりません。
- (11) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価額が1件あたり10万円以上）を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。
- (12) 事業年度終了後5年間は、年度毎に補助事業に係る事業化状況について報告する必要があります。
- (13) 大阪府の補助金の交付決定を受けた事業主であって条例で規定する規模以上である場合は、「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」の対象になり、障がい者雇用状況について、大阪府知事に報告する必要があります。

詳細は次のホームページをご確認ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/kouhouchirashi.html>